

第420回神奈川地方最低賃金審議会  
議 事 録

1 日時 令和4年8月2日(火)午後1時30分から午後2時33分まで

2 場所 万国橋会議センター 405号室

3 出席者

公益代表委員 赤羽淳、石崎由希子、遠藤淳子、千葉景子、盛誠吾

労働者代表委員 佐藤信也、佐俣光男、林克己、山川眞一  
(欠席:林 典子)

使用者代表委員 大竹准一、上谷公志郎、栗原敏郎、清水智華子、山本弘

4 議事

- (1) 最低賃金改正に係る関係労使意見について(陳述)
- (2) 令和4年度地域別最低賃金改正の目安について
- (3) 神奈川県最低賃金専門部会の委員について
- (4) 神奈川県特定最低賃金の改正、決定の必要性の有無について(諮問)
- (5) その他

## 【事務局：監察監督官】

本日は、お忙しい中、そして暑い中を御出席いただきましてありがとうございます。第420回神奈川地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

本審議会は公開することとされております。傍聴人の方は、公開要項の規定に従い、携帯電話をマナーモードにするなど、円滑な議事進行にご協力いただきますよう、お願いします。

審議に入ります前に、本日の資料を確認させていただきます。

お手元の会議次第の次からが資料となっております。

資料3についてはついておりません。その他については後ほど賃金室長から内容をご説明させていただきます。

次に本日は、15名の委員のうち、欠席のご連絡を受けている林委員以外の方についてはご出席となっており14名の委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に基づく定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

## 【事務局：監察監督官】

次に、審議会の開催に当たり、局長の西村からごあいさつ申し上げます。

## 【局長】

労働局長の西村でございます、皆さんこんにちは。審議会の開催に当たりまして、一言挨拶を申し上げさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、また、本日大変お暑い中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ご案内のとおり、中央におけます最低賃金の審議につきましては、先ほど一定の結論に達したと聞いております。神奈川をはじめAランクにつきましては、31円引き上げと聞いているところでございます。本日の審議会での資料等をお配りするところでございますけど、まだ準備が整っていませんので、準備が整い次第関係資料を配付させていただきたいと思っております。ご案内のとおり中賃におきまして、例年より時間がかかったということでございましたけれど、この理由としては、目安を取りまとめるべく、より丁寧な議論により審議を尽くしていたとの理由によるものと聞いておりま

す。

なお、7月25日に特定最低賃金の改正・決定の申出がございましたので、本日はその必要性についても諮問いたしますことを併せて申し上げます。

最後になりますが、私どもは事務局として円滑な審議がなされるよう万全を期してまいりたいと思っておりますが、至らぬ点も多いかと思っております。委員の皆様方におかれましては、何とぞ御理解、御協力の程、どうぞよろしくお願い申し上げます。

**【事務局：監察監督官】**

では、この後の進行につきましては、盛会長にお願いいたします。

**【会 長】**

はい、それでは最初に、議事録の確認をしていただく方を、指名させていただきます。

私と

労働者側は 林 克己委員

使用者側は 上谷委員

よろしく申し上げます。

**【会 長】**

次に、関係労使の意見聴取に関しまして、関係労使の申出状況について、事務局から説明をお願いします。

**【事務局：賃金室長】**

前回の審議結果を受け、最低賃金法第25条第5項に基づき、7月20日までの期間を定め、意見聴取に関する公示を行いました。

その結果、資料1にありますように、2件の意見書の提出がありました。

このうち、この場での意見申述を希望された、全国一般労働組合全国協議会神奈川の方がお見えます。

意見表明時間については、前回決定のとおりそれぞれ5分間とお伝えしております。

なお、各団体などからの要請書や意見書は、資料10にありますように、

神奈川県商工会議所連合会 様

神奈川県弁護士会 様

からそれぞれ提出がありました。

また、神奈川県労働組合総連合様から「神奈川県地方の最低賃金を直ちに1500円以上に引き上げ全国一律最賃制度の確立を求める請願署名3098筆のご提出がありましたほか、最低賃金に関するご意見を記したはがきの郵送もございました。本会場の中央に置かせていただいておりますので、本審議会終了後にご覧いただければと思います。以上です。

**【会 長】**

それではこれから申述人の意見聴取を開始したいと思いますが、委員の皆さんよろしいですか。

**【各委員】** 異議なし

**【会 長】**

事務局は申述人の案内をお願いします。

<事務局：申述人米山氏を傍聴席から所定の席に案内>

**【会 長】**

それでは、これから意見聴取を行います。時間は5分間とさせていただきます。

ではよろしくをお願いします。

**【全国一般労働組合全国協議会神奈川 米山氏】**

こんにちは、全国一般労働組合全国協議会神奈川という労働組合の米山と申します。本日の最賃審議会に向けて私どもの委員長沢口の名前で意見書を提出しております。それに沿って意見を述べたいと思いますのでよろしくお願いします。

まず、冒頭ですね、昨日の夜中まで、今日の午前中もそうでしょうけど中央最賃審議会の目安の審議がずっとなされていたということですが、毎回傍聴して思うのですけれど最賃の審議はその目安をめぐっての審議となるのですが、その目安を提案しているのはどこなのか、中央最低賃金審議会が答申しているのは、厚生労働省に答申しているのだと思う。厚生労働省の方はここにはいらっしゃいません。でも出先の労働局の賃金室の方が事務局

で参加しておられます。ということはですね。答申を受けて、後であるんだと思いますけど、諮問をしている以上答申に対する根拠の説明責任が、事務局の方、やっぱり労働局にあると思うので、その点を今回の最低賃金審議会の中で十分に反映させられることを期待したいと思います。

次に、意見を述べていきますけれども、ひとつは皆さんご存じのように、ウクライナに対するロシアの侵攻、それに対するロシアに対する色んな制裁をやられてて、さらにコロナの第7波に及ぶ、神奈川もそうですけれど厳しい状況で、その中で、経済的にはすごい物価高となっていますよね、6月の消費者物価指数では2.5%という政府の発表があったと思うんですけど、夏の間、それから秋に向けて、年内は物価は上がりっぱなしだと、かなり上がっていくだろうということが言われております。そういう意味では、神奈川における最低賃金に張り付いて働いている非正規労働者、私ども全国一般はそういう労働組合員が多く、「賃金はいくらなの？」と聞くと「最低賃金ぴったりです」と言ってくる労働者も結構おります。そういう意味で最低賃金に張り付いて働いていらっしゃる労働者は何十万も神奈川県下にはいらっしゃるわけです。その人たちの給料というのは、労働組合があれば労使交渉で決まっていくのでしょうけれど、ないところはこの最低賃金審議会の皆様の議論で、その人の年間の給料が決まっていくのです。非常に影響力を持っているし非常に重要だというご自覚は当然お持ちであると思いますが、そういう位置に皆様がいらっしゃって、今年度の最賃審議がそれだけ重要な審議となることをどうぞご理解していただきたいと思います。

次に中央最賃の目安の全員協議会で、ランクの問題とか全国一律とか支払い能力とか色んな問題が論議されていると思いますが、その最賃制度の審議の在り様を決定していくのが、この全員協議会だと思うのですが、これが本来は今年、答申を出す年だったのですが、そこからの答申が出ていない。非常に責任放棄だと思うんですね。何を審議していくのか審議の内容についても提示されていない。地方の最低賃金審議会に丸投げ状態となっている。とりわけ現場に張り付いて議論に参加している経営者委員や労働者委員の方々、今日いらっしゃっていると思うんですけど、それに対応した実りある議論をぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、目安の小委員会というのは、神奈川もそうだと思うんですけど、経営側の委員と労働者側の委員の意見が対立しっぱなしで終わっちゃうんですが、その中で公益の方が政府の方針に沿った立場から調停案を出していただいて、それが反映されて答申として労働局に出され、労働局がそれを見て決めていくのですけれど、私が要望したいのは、この最低賃金の議論の中で労働局が単に事務連絡とか、伝達とかという立場ではなく、諮問している立場なので、これだけ上げたら現場はどうなるかという意見が労使から出てくるので、こういう施策をとれば解決できるという施策を示して補助的な議論に参加していくということを是非積極的にやってほしいんですよ。神奈川の最低賃金審議会の答申も、繰り返し大企業の下請け単価の引き上げ等々の要請を神奈川の最低賃金審議会が答申しているはずですが、それがどのように反映されて指導なり、そういうものになってきたのか、神奈川が上に報告しました、と言われても、確かに神奈川だけでは決められない問題もあると思いますが、そういう意味で中央、神奈川風通しをよくして、神奈川の最低賃金審議会の意見も中央に上げてその結果のようなものを私たち傍聴人にも伝わっていくようにご検討を願いたいと思います。

次に、今年度ですが、中小企業の団体等々が最賃をめぐる、最賃アップを認める方向の意見表明というか態度表明を出されている。これは今まで以上に上げたらつぶれちゃうよ、失業者がいっぱい出るよ、とそんなことを言われていたので、労働者としては生活があるので上げてくれと立場は完全に違っちゃって、平行線のままの議論をやっているだけになってしまっている。これは、今年については経営者のほうで最賃アップを認めるという態度表明をなされているということは非常に敬意を表したいと思うんですが、課題は、最賃アップをどう実現させるのか、今どういう問題があるの？どこを改善したら最低賃金は上がるの？ということを検討していかなくてはならない。そこら辺で是非行政側の意見を積極的に、補助的な意見となるのだとは思いますが、出して、協議を深めていただきたい。そうでないと委員の方々が持ち帰ってこういう審議であったよ、中央の目安から1円上がったよ、下がったよ、というような議論しかできなくて、最低賃金をめぐって、こういう実状だからこういうことで行政もこういう努力をするということ的前提に

こういうことで1円アップになるよとかですね、そのぐらいの説明が、神奈川で働く労働者に対して丁寧にされることを強く望みたいと思います。とりわけそこら辺の周知については、今日の最低賃金審議会もそうですが公開性になっているので、小委員会についての議論を、ただこれはなかなか議事録とるのにも時間がかかると言われたりしてとれない。意見書の提出がありますよと言われても、どういう根拠でどう決まったのか議論の中身がわからなければ批判の意見も書きようがない、そういうふうなのが実状です。そういう意味では私たちの知る権利等々を最低賃金審議会が抑圧しちゃっているのではないかとも言いたくなりますので議事録の概要で構わないと思うんですけども、今ももうすでにかなりやっているのかもしれませんがインターネット等々に即日なり2日、3日遅れても示すということができるはず、今は技術が進んでいて話していることもどんどんテープ起こしができるような時代になってますのでそこら辺も活用してもらいたいと思います。あと何点かちょっとあるのですけれど、最低賃金についてはご存じのとおり労働者の生活の安定の確保とかを第一義に最賃法とかで挙げているのですけれども、最低生計費ということもやっぱり検討されなくてはいけないと思うんです。これは労働局との団体交渉でも質問したこともあるのですけれど、やってますといわれるんですが、実際やっているのは生活保護との比較ということだと思ってしまうのですけれど、対象になっているのは生活保護費でも単身者なんですよ。単身者でいいじゃないか、というかもしれないが、持続可能な社会とかそれを維持していくためにどうしていくのかということで最低賃金が果たす役割ってあると思うんですよ。やっぱり家計の面倒を見ている労働者、家の生計を担っている労働者とか、最低賃金ぎりぎり働いている非正規の労働者もいます、母子家庭の方もいます、父子家庭の方もいます、非常に困っている状況におかれているのが現実ですので、一般との比較をするということも必要だとは思いますが、最低賃金の比較の時に家族ぐるみの生計をしている、家計を担っている労働者との比較を是非きちっとやっていただきたいと思えます。

最後ですが、社会保険料というのは結構これ大きいんです。最低生計費で働いている人はですね、やっぱり一週間40時間から30時間に下げられた

り、要するにそのレベルで働かされているというのは問題があるので、これはもう政治的な問題になっちゃうと思いますがやっぱり行政サイドが、社会保険で結構高額なんですよね、例えば月150時間で働いている人の最低賃金は神奈川だと15万6千円なんですよね。ここから社会保険引けば11万、12万という形になってしまうんで、その中で家庭を、生活を維持していくというのは極めて厳しい状況、そのうえに先ほど申しましたウクライナあり、コロナありという情勢がのしかかっているわけなので、単に高い賃金を答申すればいいというだけではなくて現状に見合った賃金を維持していく、そのためには会社も労働者も現状を維持するために、最賃上がったから倒産だよと、去年の最低賃金審議会でも最後の審議会でそういうふうな経営者側の意見が、計画倒産しちゃうとか出てきてしまう要因となると伺ったのですけれど、行政は其中で必ず補助金を出したりですね、資金面で制度的な援助ができると思うんです。

**【会 長】**

そろそろ時間です。

**【全国一般労働組合全国協議会神奈川 米山氏】**

はい、すいません。そういう意味で行政の労働局の突っ込んだ意見提案も含めて、また、暑い中ですが委員の皆さんと真摯な密度ある議論をお願いして私からの意見表明を終わります。どうもありがとうございました。

**【会 長】**

ありがとうございました。

ただ今の御意見について質問がありましたらお願いいたします。

**【各委員】 質問なし**

**【会 長】**

はい、なければ以上をもちまして、関係者の意見聴取は終わりとします。

**【会 長】**

次の議題は、令和4年度地域別最低賃金額改正の目安についてです。

事務局から資料説明も併せてお願いいたします。

**【事務局：賃金室長】**

目安の伝達につきましては、先ほどの局長の挨拶にもございましたが、本



日に開催されました中央最低賃金審議会において答申がなされているものと思いますが、まだ正式な通知が来ておりませんので、文書が届き次第配布させていただきます、明日の第2回専門部会でポイントを説明していと考えております。

続きまして、本日の資料についてですが、委員の皆様には事前に送付させていただいておりますので、ここでは簡単な説明をさせていただきます。

まず資料の目次をご覧ください。

資料3につきましては、追加できることも考え空けておいたものですが、追加に至りませんでしたので、そのまま欠番とさせていただきます。

資料4から6は目安に関する小委員会に提出された資料となります。

資料4につきましては、目次にもございますように、(1)に各種統計資料の全国的なものや都道府県別のもの、及び最低賃金額の決定状況や推移などがございまして、(2)に最低賃金制度に関する研究・報告、(3)に足下の経済状況の補足資料をつけてございます。

それでは、資料5の(1)をお開きください。

これは令和4年の賃金改定状況調査の結果でございます。

この調査は、最低賃金審議会でご利用いただくことや、中小零細企業の労働者の賃金改定状況等を把握することを目的としたもので、調査対象は常用労働者数が30人未満の企業規模である民間事業所、となっております。前年6月1日時点と当年6月1日時点において雇用される労働者の数値となっております。

1ページ目の「調査の概要」にありますように、この調査は、月間所定労働日数、1日の所定労働時間数と所定内賃金額を調査し、そこから賃金の上昇率を算出したものとなっております。

3ページが第1表となります。調査結果がランク別に示されておりまして、今年の1月から6月までに賃金の引き上げを実施した、または引き下げた、あるいは改定をしなかったという区分で産業別に事業所割合が示されています。

Aランクの産業計で、賃上げを実施した事業所の割合は、36.8%で、この表にはありませんが、昨年のAランクが34.2%でしたので、2.

6ポイントの増加となっております。

また、賃金の引き下げを実施した事業所は2.0%、昨年が1.4%でしたので、0.6ポイントの、こちらも増加となっております。

賃上げを実施した割合を業種別にみますと、Aランクでは、医療・福祉が59.7%と一番高く、一方、生活関連サービス業、娯楽業が24.3%と最も低くなっています。

次に、一枚めくっていただいて、4ページの第2表をご覧ください。

これは、賃金の平均賃金改定率となっております。大きく3つに分けて左が賃金の引き上げを実施した事業所の平均の賃金改定率、真ん中が賃金を引き下げた事業場の改定率、右側が「賃金の改定を行った事業所」に、賃金額を凍結した事業所を加えた改定率となります。

Aランクの産業計では3.7%の引き上げとなっており、昨年は3.1%ですので改定率は上昇しております。

引き下げ実施事業所の同じくAランクの平均賃金改定率は、-15.5%で、昨年の-18.6%に対し、3.1ポイントほど改定率は上がっております。

次の5ページの第3表は賃金引き上げ率の分布の特性値になりますが、Aランクは、産業計では、第1四分位数は1.3%であり、中位数では2.5%となっており、分散係数は0.64、昨年度は0.59ですので、企業内における従業員同士の賃金格差は広がる傾向となっております。

続いて、第4表、6ページになりますが、ここにつきましては、後程説明いたしますので、先にこの資料の8ページ以降、参考1から参考2の表をご覧ください。このうち9ページの参考2は、事由別賃金改定未実施事業所割合となっております。産業計のAランクを見ますと、事由3の「昨年は賃金改定を実施したが今年は凍結の予定」が11.8%、となっております。昨年が14.9%、一昨年は23.3%でしたので減少が続いている状況です。事由4の「昨年は賃金改定を実施していないし、今年も実施しない予定」は62.9%となっております。昨年の66.7%から、3.8ポイントのこちらも減少となっております。

それでは、前後して申し訳ありませんが、6ページの第4表をご覧ください

い。

これは、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率の表となっております。①は男女別、7ページの②が、一般・パート別の表となっております。

初めに6ページの①の表をご覧ください。Aランクの男女計の産業計で賃金上昇率が1.4%となっております。昨年がその右横に記載されておりますが、0.5%ですので0.9ポイント上がっております。男女別にみますと、男性が1.3%で昨年から0.5ポイント上昇、女性は1.8%と昨年から1.4ポイントと大きく上昇しております。

産業別にみますと、Aランクでは、サービス業（他に分類されないもの）、これは一番右端にございますが、これが令和3年、4年とも1.3%と同率ですが、それ以外の産業はすべて上昇となっております。

次に7ページの②の表をご覧ください。一般労働者のAランクでは1.3%と昨年より0.6ポイント上がっており、パート労働者は1.8%と昨年より1.5ポイント上昇しております。

補足でございますが、中賃で追加された資料番号6（1）をお開きください。最後の5ページ、資料番号7のタブ、シールのひとつ前と言ったほうがいいでしょうか。ここに同じく第4表が③として追加されてございます。この③は一般及びパート労働者で令和3年6月と令和4年6月ともに在籍していた労働者を対象とした集計となっております。Aランクの産業合計では2.0%（昨年は1.2%）となっております。

戻りまして、資料5の（2）をお開きください。生活保護と最低賃金のところでございます。2ページ目が令和3年度の最低賃金改定額反映版で、下の点線が生活保護、上の実線が、最低賃金、これは月額で税、社会保険料を考慮した、いわゆる手取り額となっております。左から2番目の神奈川においては、最低賃金が15万弱、生活保護が12万弱という状況でございます。

最終ページの3ページを見ていただくと、神奈川は令和2年度データに基づく乖離額は-178円、これに昨年度の引上げ額である28円を加えた最新の乖離額が-206円となっております。

次に資料5の(3)、これは地域別最低賃金額、未満率及び影響率の資料となっております。1ページ目は、ランクごとの推移でして、一昨年度の2年度の最低賃金の引き上げが全国平均0.1%であったことから、どのランクにおいても影響率は下がっていますが、昨年度は全国加重平均で28円の上昇であったため影響率も従前の数値に戻ってございます。

2ページ、3ページは、都道府県別の未満率と影響率になりますが、2ページは令和2年最低賃金に関する基礎調査結果、3ページは令和2年賃金構造基本統計調査の結果となっております。

2ページをご覧くださいと、神奈川の未満率は、大阪、広島、北海道、京都に次いで5番目で、全国平均よりも高い2.3%となっております。

影響率で見ますと、神奈川は20.7%、青森に次いで2番目に高い数値でとなっております。

3ページの賃金構造基本統計調査でも、未満率は2.7%で埼玉に次いで2番目、影響率は9.5%と全国トップとなっていることがいることがお分かりいただけると思います。

資料5の(4)、時間当たり賃金分布になります。

1ページと2ページにあるのは、Aランク局の一般労働者と短時間労働者の合計の状況でございまして、数値は令和2年のものがございます。

神奈川のグラフを見ますと、令和2年度の最低賃金である1,012円とグラフの最高値がほぼ一致しているということがわかります。これは東京も同様ですが、下段の大阪、愛知、右の埼玉、千葉はグラフの最高値は、最低賃金より右側へ外れている状況となっております。

続きまして、15、16ページをお開きください。その表は一般労働者のグラフになりますが、ご覧のとおり、どの地域もグラフの山の頂点は最低賃金から大きく右に外れております。

これは、一部、Bランクの兵庫局やCランクの北海道、Dランクの秋田を除き、全国的に同様の状況となっております。

これに対しまして、29ページと30ページの短時間労働者のグラフ、を見ますと、Aランクのどの地域も時間給で1,000円強のところの頂点が来ております。東京と神奈川は最低賃金近傍に多く張り付いている状況と

なってございます。

続きまして、資料5の(5)は最新の経済指標の動向となります。

項目別の全体的な評価だけお読みいたします。根拠となる数字につきましては後ほどご確認いただければと思います

2ページ目の四半期別GDPにつきましては、本年の1～3月期の実質国内総生産は、前期比0.1%減となったとされておりますが、1枚めくって4ページ目の右側には経済見通し等の表がございまして、あくまで見通しですが、マイナスの三角マークが非常に減っている見通しとなっている状況です。

次に個人消費がございまして、「個人消費は持ち直しの動きがみられる」とされております。さらに1枚めくりまして3の民間設備投資については、「持ち直しの動きがみられる」とあり、さらに一枚めくって4の住宅建設については、「底堅い動きとなっている」とされております。

さらに、1枚めくって5の公共投資について、「このところ底堅い動きとなっている」という評価ですが、一枚めくって、6の輸出入、国内収支においては、輸出はおおむね横ばい、輸入は下げ止まり、貿易・サービス収支は赤字とされております。

一枚めくって、7の生産・出荷・在庫においては、「生産は持ち直しの動きに足踏みがみられる」とされ、一枚めくって8の企業収益については、「一部に弱さがみられるものの総じてみれば改善している」とあり、業況判断は、「持ち直しの動きに足踏みがみられる」とされております。

また、一枚めくって9の倒産件数は、「おおむね横ばいとなっている」、とされ、一枚めくりまして、10の雇用情勢は、「持ち直しの動きがみられる」となっております。一枚めくり、11の物価について、国内企業物価は「上昇している」とされ、消費者物価は、「このところ上昇している」という評価でございます。これ以降は、金融や土地価格や海外経済についてということになりますので後でご覧ください。

資料5の(6)参考資料No.1についてでございます。こちらは、小委員会における委員からの追加要望資料となります。こちらの1ページに中小企業に対する支援策として行われている主な補助金や助成金の令和3年度の実績

でございます。

2 ページ目は、直接、最低賃金引上げと非常に関係する業務改善助成金の執行状況でございます。⑥の執行額を見ますと令和3年度は大幅に増加していることがわかります。神奈川も約6倍となっております。

次のページは都道府県別の実績で、これは件数です。交付の件数となります。多少バラつきはありますが、どこの地域も大幅な増加となっており、神奈川も昨年度の6倍程度となっており、大阪、東京、愛知に次いで4番目に多いというところです。

続いて4ページでございますが、図1が倒産件数の推移で直近は減少している状況です。右側の図2はコロナ関連破たんの月別判明件数で、調査会社の取材で新型コロナウイルスが要因であるという言質がとれた件数ということです。棒グラフが月別の件数で、昨年12月までは増加し、1月に落ちましたがその後も増加傾向となっております。

その次5～7ページは倒産の内容別となっております。

資料5の(7)は、資料4(3)の更新資料、資料5の(8)は資料4(1)の更新資料となっております。

資料6(1)は委員からの追加資料で、国内企業物価指数、企業間で取引される物価指数でございますが、前年の同月比ということで最近の急激な上昇を示してございます。

続きまして、資料8の(1)から8の(6)は、全国および神奈川の経済、雇用情勢を示す最新の資料となっております。

資料8の(1)の月例経済報告7月26日発表分をご覧くださいますと、表紙の部分に「景気は、緩やかに持ち直している」と記載され、次のページにありますように、6月の「景気は、持ち直しの動きがみられる」から少し進んだ表現がなされております。同じページの下段には項目ごとの基調判断を記してございます。

資料8のそれ以外の資料につきましては、後ほどご確認いただければと思います。資料9と10は後ほど特定最低賃金の諮問の際に説明いたしますので、資料11をお開きください。

令和3年度の業務改善助成金の申請状況です。先ほど支給実績をお伝えし

ましたが、申請時期を見ますと、そのグラフに下にも書いていますが、最低賃金額の改正と発行予定日を公表した後に増加していることがわかります。資料11の(2)にはその助成金の内容をつけてございます。

最後に、資料12をお開きください。これは、資料4の(1)の主要統計資料の更新部分でございます。次の(2)は資料4の(3)の足下の経済状況の同じく更新分でございます。私からの資料説明は以上です。

**【会 長】**

ただ今の説明について質問がありましたらお願いします。

**【会 長】**

よろしいでしょうか。

**【会 長】**

それでは、本審が終わりました後、第1回専門部会を開きまして、そこでご審議をいただくということになります。

専門部会の委員は、前回の審議において、従来どおり9名とすることとされております。

委員任命の状況について、事務局から説明をお願いします。

**【事務局：賃金室長】**

神奈川県最低賃金専門部会の委員につきましては、前回の第419回審議会で、各側3名ずつ計9名とする旨決定されましたので、最低賃金法第25条第3項に基づき、7月1日から7月14日までの間、関係労使からの推薦に関する公示を行いましたところ、労働者代表委員、使用者代表委員ともに、定数の各3名の推薦がありました。また、公益委員については、本審の5人の委員の皆様と御相談させていただきました。

専門部会委員は局長が任命することになっており、総合的に判断し、資料7の名簿のとおり、9名の方を任命させていただきましたので、ご報告申し上げます。

**【会 長】**

次に、本年度の神奈川県最低賃金の在り方について、労使双方の基本的な考えをお伺いしたいと思います。

最初に労働側委員からお願いします。

## 【林委員】

はい。いよいよ審議がスタートということで、よろしくお願ひいたします。先ほど局の方から説明がありましたように、目安については今年まだ答申されていませんので、基本的には前回7月1日の本審のこの場で申し上げた考え方を、そのまま持っているという状況になるので、ポイントだけ繰り返しになりますけれど申し上げたいと思います。先ほど来のご説明の中にもありましたけども急激な消費者物価の上昇ということがございまして、直近の4月から6月、3か月連続で2%を超えるという状況です。暮らしや生活における家計負担のみならず企業活動も影響が出ていると思っております。先ほどの説明の資料の中にもございますけども、春闘の最終の結果の連合集計でいきますと2.07%という賃上げの結果になっております。300人未満でも1.94ということで賃上げされているという状況でありますけれども、先ほど来のお話のとおり、すでに賃上げ分を上回る物価上昇となります。こういった中で最低賃金近傍で働く多くの労働者は、最低賃金が改定されないとなかなか賃金改定されないという立場の労働者でございますので、現在の水準でもやっと200万円を超えるぐらいに、去年の改定でなったという状況でございます。しかも直近の、先ほどの物価高に最も影響を受けるという状況ですので、日を迫うごとに生活に対する不安が高まっている、こういう状況でございますので、明日以降、目安を含めて審議したいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

## 【会長】

どうもありがとうございました。次に使用者側委員お願ひします。

## 【上谷委員】

使用者側は、今日は大竹委員からいいですか。

## 【会長】

はい。では、お願ひします。

## 【大竹委員】

使用者側委員の大竹です。審議の方よろしくお願ひいたします。

中小・小規模事業者の経営環境を踏まえて、今回の最低賃金の審議に当たっての考え方を述べたいと思ひます。当然3月以降コロナ禍による行動制



限が解除されまして、社会経済活動正常化に向かって少しずつ動き出した状況にあります。一方、原油を始めとした広範な原材料確保の報道ですとか、また、20年ぶりの水準となった円安など、いわゆる多重禍というべき厳しい環境が中小・小規模事業者の経営を圧迫している状況です。

今日お配りになっていただいた審議会8(4)神奈川産業振興センターの景気動向調査の結果を見ても、中小企業では、製造業、建設業等中心に総じて今後の経営において厳しい状況にございます。

あるときに、具体的な事例として、製造業においては、建設業界と違って前金とか出来高払いという制度はなくて、完成品を納入しなければ支払いにならないという状況の中で、途中で原材料が納入されないことによって、仕掛品ばかりが増えて、実際に納品ができないことから、資金が入ってこない、こういう状況が山積していることを述べさせていただきます。

さらに、倒産件数については、件数の上昇はしていないということですが、それは、これまでコロナ禍で、いわゆるゼロゼロ融資という手厚い支援策があったため、企業の倒産件数がこれまで低位に抑えられていましたが、その返済期間が今年の秋くらいから本格化してきます。

コロナ禍で経営環境状況まだまだ好転に変わらない中で、今後資金繰りの悪化から、休業ですとか廃業の事業者も少なくないのではと危惧しているところでございます。

こうした中で幅広い業種から原材料価格の高騰に関して、価格転嫁できないという声が多く寄せられています。

交渉力で優位性のある大企業に比べて、中小・小規模事業者は人件費の上昇も含めて、価格転嫁を行うのは極めて困難な状況にあって、値上げを言えば需要がなくなるという声が聞かれております。たとえば数字を申し上げますと全国の中小企業団体中央会の5月の調査によりますと、価格転嫁を交渉して引き上げに成功した事業者は3割もない、同じく中小企業庁の調査でも直近6か月の調査でも、価格転嫁できたものが1割から3割が23%で高く、まったく価格転嫁できないというのが21%、100%価格転嫁できたのが14%という状況になっています。

今日の資料の中でも、消費者物価指数よりも企業物価指数のほうが大幅に

上がっている、こういうことも気になるところであります。こうした状況の中で、人件費の上昇というのも、価格転嫁していくのは極めて厳しいのではないかと思います。

まず、適切な価格転嫁が進むよう取引関係の適正化を強力に進めることで、中小・小規模事業者が自発的な賃上げ、人への投資をするための原資を確保できるようにすることが、急務ではないかと考えております。

この状況の中で、最賃の決定の仕方ですが、昨年のような全国一律の目安額を踏まえた決定というのは、多くの事業者にとって納得感があるものではなくて、最低賃金の決定プロセス、水準についての不信感の声が多く聞かれています。

こうしたことを踏まえて、是非とも目安額ありきではなくて、明確な根拠の下で納得ある水準にしていく必要があると思います。

また、特に神奈川県内の事業者からは、東京との比較ですとか近隣県との格差について疑問視する声も多く寄せられています。

特に他府県との比較の中で、神奈川の最低賃金が適正かつ納得感のある水準となるような十分な審議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

#### **【会 長】**

はい、どうもありがとうございました。では次に、神奈川県特定最低賃金の改正・決定の必要性の有無について御審議をお願いします。まず事務局から説明をお願いします

#### **【事務局：監察監督官】**

それでは、まず局長から諮問させていただきます。

#### **【局 長】**

では、神奈川県特定最低賃金の改正の必要性の有無について諮問させていただきます。よろしく願いいたします。

#### **【局 長】**

2件ございまして、続きまして神奈川県特定最低賃金の新設決定の必要性の有無について諮問させていただきますよろしく願いいたします。

(局長から会長へ諮問文を手交)

**【会 長】**

ただ今、局長から諮問を受けました。

事務局は諮問文の読み上げをお願いします。

**【事務局：賃金室長】**

はい。諮問は2件ございます。他の委員の皆様には両面印刷でお配りしております。

では、改正の必要性のほうから先に読み上げさせていただきます。

<諮問文朗読>

2件目でございます。

<諮問文朗読>

以上でございます。

**【会 長】**

では、諮問に関して、事務局から説明をお願いします。

**【事務局：賃金室長】**

7月25日、特定最低賃金について2件の改正申し出と4件の新設申し出がありました。資料9の(1)と(2)に一覧にしてありますので、ご覧ください。

まず(1)の「改正」が、塗料製造業と鉄鋼業、共に労働協約ケースで合意比率は3分の1を超えているということです。

次に(2)「決定(新設)」についてです。件名を略称させていただきますが、上から「電気機械」、「一般機械」、「電線・ケーブル」、「自動車の新車小売」の4件で、「一般機械」のみ公正競争ケース、他は労働協約ケースです。

労働協約ケースの合意比率はすべて2分の1を超えています。したがっていずれも昭和61年中賃答申の「新産業別最低賃金の運用方針」に示されている要件に合致しております。

公正競争ケースは「事業の公正競争を確保する観点から同種の基幹労働者について最低賃金を設置することが必要であることを理由とする申し出であって、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の全部又は一部を代表するものにより行われるものであること」とされ、合意比率が概ね1/3以

上の場合、要件該当として取り扱うこととされています。

本件の一般機械についても34%ですので、要件に合致していると認められます。

「新産業別最低賃金の運用方針」では、特定最低賃金の決定、改正又は廃止に関する申し出が行われた場合、原則として当該決定等の必要性の有無について、最低賃金審議会に意見を求めることとされています。

従いまして、本日2件の「改正」と4件の「決定」につき、その必要性の有無について、最低賃金審議会の意見を求めるために諮問させていただいたものです。

なお、神奈川県の特定期間最低賃金は7業種ありますが、自動車製造業については、合意比率が申出要件を満たさなかったとして申し出はされておられません。

説明は以上です。

#### **【会 長】**

ただいまの説明について質問がありましたらお願いします。

#### **【各委員】** 質問なし

#### **【会 長】**

よろしいですか。では特定最低賃金に関する諮問につきましては、運営規程第3条に基づく特別小委員会で審議いただくこととなります。今後の日程等について事務局から調整方よろしくをお願いします。

その他に何かありますか。事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

#### **【事務局：賃金室長】**

この後の当面の予定を申し上げます。

本日は、本審議会閉会后、休憩をはさみ、このままこの部屋で、引き続き第1回専門部会を開催させていただきます。

また、次回の審議会に関しましては、専門部会の審議状況にもよりますが、現時点では8月5日（金）午後1時30分から第421回審議会を開催させていただくことを予定しております。

8月5日（金）の会場は、神奈川労働局が入っております横浜第2合同庁

舎の1階共用第2会議室となります。ここではない場所となりますのでご注意ください。

審議状況により変更される可能性もありますので、その際は事前に御連絡いたします。

**【会 長】**

そのほか、何かご質問はございますか。

なければ以上をもちまして第420回神奈川地方最低賃金審議会を閉会します。

お疲れさまでした。